

【愛媛県サッカーリーグ運営要綱】

第1条 加入条件

1. 愛媛県サッカーリーグ（以後、E S Lとする）に加入するチームは、下記の各項の要件を全て満たさなくてはならない。
 - ① チーム代表者及び事務局の所在地が愛媛県内であること。
 - ② 日本サッカー協会第1種登録チームであること。
 - ③ 有資格者の審判員が7名以上いること。但し、その内の3名以上は3級以上の審判員であること。
 - ④ スポーツ保険に加入していること。
2. 既に加わっているチームでも前項の条件が欠けた場合は、除名する。
3. 新規加入に関する条件は、別に定める。

第2条 選手資格

1. 規約第4章に規定された加盟団体の選手を言う。
2. 外国選手を登録する際は、国際サッカー連盟の定める規約に従い（一社）愛媛県サッカー協会の承認を得るものとする。
3. 選手の移籍については、日本サッカー協会「選手移籍規定」による。
4. 選手は協会登録選手であることを証明する登録選手証を携帯しなければならない。

第3条 登録

1. 登録は毎年4月1日付をもって行い、翌年3月31日迄有効とする。
2. 外国籍選手については1チーム3名迄とする。
3. 追加登録については定められた日までにエントリーを提出する。

第4条 会計

1. 加盟チームは定められた期日までに登録料（年110,000円）を会計担当に納めること。
2. 会計担当は納められた登録料を保管運用し、年度末に監事の監査を受け評議会の承認を受ける。

第5条 審判

審判規定は別途定める

第6条 競技

1. 競技規則
 - ① 日本サッカー競技規則による。
 - ② 新ルールの適用は、新ルール決定の翌年度よりとする。
2. 試合形式
 - ① 各チーム、1回戦総当りのリーグ戦方式で行なう。
 - ② 順位は勝点制にて決定する。

試合の勝者には3点、引き分けには1点、敗者には0点とする。

勝点が同一の場合は全試合の得失点差とする。

共に同一の場合は全試合の総得点の多いチームを上位とする。

さらに同一の場合は該当チーム同士の対戦成績とする。

- ③ 試合時間は90分間とし、ハーフタイムは10分間とする。
- ④ メンバー用紙に記入提出された7名の中から選手5名の随時交替を認める。但し、GKも5名中に含まれる。
5人の交代を使い切った状態で、脳震盪またはその疑いのある選手が発生した場合は、追加で1人選手を交代できる。交代選手がいない場合に限り、すでにベンチに退いた選手（すでに交代した選手）が再出場できる。
- ⑤ 試合中主審に退場、退席を命じられた者は、自動的に次の1試合は出場停止とする。以降の処置に関してはESL規律委員会の決定による。尚、同一試合に於いて警告を2回受ければ自動的に退場処分となる。同一人物がリーグ期間中に通算3回警告を受ければ自動的に次の1試合は出場停止となる。

3. 入替戦

- ① 1部2部自動入替
1部リーグ9、10位チームと2部リーグ1位、2位チームは自動入替えとする。
- ② 1部2部入替戦
1部リーグ8位チームは、2部リーグ3位チームと1試合の入替戦を行う。
 - 引き分けの場合は、入れ替えは行わない。
- ③ 県リーグ入替戦
2部リーグ9、10位のチームは、地域リーグから参戦する上位2チームと本リーグの定める試合要領に従い入替え戦を行なう。
 - 入替戦は1試合とする。
 - 入替方法
 - (1) 勝利チームが翌年度県リーグ在籍とする。
 - (2) 同点の場合は、県リーグチームの残留とする。
 - 地域リーグよりの2チームは下記の要件を備えた公式文章を指定日までに責任者捺印のうえ提出すること。
 - 入替戦出場の意思の有無
 - 役員選手名簿
 - ESLへの契約書
 - 入替戦はESLが準備、運営する。

4. 試合の成立

- ① 試合開始時刻に選手が9名に満たないチームは、試合開始時間を15分延長し待つものとする。その後なお9名に満たない場合は棄権として処理する。
(得失点に対応、公式記録は5:0とする)
- ② 審判が来なかった試合については再試合とし、会場確保および費用は当該審判チームの負担とする。

5. チーム都合による試合の順延

- ① チーム都合によりリーグ戦の順延を希望する場合はリーグ戦実施日の前週水曜の正午12時をタイムリミットとする。
例) 5/28(日)のリーグ戦の場合、5/24(水)正午12時がタイムリミットとする。
- ② ①項によりリーグ戦の順延を行った場合、順延を申し出たチームが対戦相手と日程を調整し、会場および中立の審判団を準備し、当初の日程から10週間以内またはリーグ戦最終日

までに再試合を実施する。

再試合の会場費は、順延を希望したチームが負担する。

- ③ 上記①項のタイムリミットを過ぎた場合、あるいは、②項の期間以内に再試合が実施されなかった場合は以下の対応とする。

- 没収試合とし「0-5」の敗戦とする。

6. その他

- ① 日本サッカー協会ユニフォーム規定に準ずる。

ユニフォームは常に正副2着を携帯し、どちらを着用するかは、審判の指示に従う。

- ② 競技者の用具は、競技規則に従う。

第7条 審判の判定に対する抗議

1. 審判の判定に対する抗議は認めない。
2. 審判の判定について納得できない場合はE S L 評議長に文章で異議の申し立てをすることができる。
3. 異議の申し立てがあった場合、評議長は申し立て事項について調査を行ない適切な処置を取らなければならない。

第8条 制裁

別途規律委員会規定に定める。

第9条 規律委員会

1. 規律委員会はE S L 規約及び運営要綱に照らし合わせ、処分を決定する。但し、除名処分については評議会において決定しなければならない。
2. 決定された処分の内容は、当該チーム及びその他の全チームに決定内容を連絡する。
3. 制裁については、規律委員会規定参照

第10条 表彰

1. 別途定める

第11条 付則

1. この要綱にない事項については各種委員会で決定する。決定した事項については速やかに文章をもって加盟全チームに通知する。
2. この要綱の改廃は評議会で行なわなければならない。

2023年4月23日 改正

2024年3月24日 改正